

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0930第5号」により下記の検査項目に
検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたので
ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 28年 10月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
抗 MDA 5 抗体	270 点
抗 M i - 2 抗体	270 点
抗 TIF 1 - γ 抗体	270 点

▼詳細内容
【新設項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
抗MDA5抗体	270点	免疫学的検査 判断料 (※5:144点)	「D014-26」 抗デスマグ レイン3抗 体、抗BP1 80-NC1 6a抗体	ア. 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び 抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D01 4」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイ ン3抗体、抗BP180-NC16a抗体 の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服 研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班 による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者 において、ELISA法により測定した場 合に算定できる。 ウ. 本検査と区分番号「D014」自己抗 体検査の「9」から「14」まで及び「17」 に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、それ ぞれ320点又は490点を算定する。
抗Mi-2抗体	270点	免疫学的検査 判断料 (※5:144点)	「D014-26」 抗デスマグ レイン3抗 体、抗BP1 80-NC1 6a抗体	ア. 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び 抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D01 4」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイ ン3抗体、抗BP180-NC16a抗体 の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服 研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班 による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者 において、ELISA法により測定した場 合に算定できる。 ウ. 本検査と区分番号「D014」自己抗 体検査の「9」から「14」まで及び「17」 に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、それ ぞれ320点又は490点を算定する。
抗TIF1- γ 抗体	270点	免疫学的検査 判断料 (※5:144点)	「D014-26」 抗デスマグ レイン3抗 体、抗BP1 80-NC1 6a抗体	ア. 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び 抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D01 4」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイ ン3抗体、抗BP180-NC16a抗体 の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服 研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班 による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者 において、ELISA法により測定した場 合に算定できる。 ウ. 本検査と区分番号「D014」自己抗 体検査の「9」から「14」まで及び「17」 に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、それ ぞれ320点又は490点を算定する。